

平成 27 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 本日の議事日程について
 1. 議会運営委員会の閉会中継続調査の申し出について
 1. その他
-

平成 2 8 年 3 月 2 2 日（火曜日）

議会運営委員会会議録

平成28年3月22日 火曜日

午前9時01分開議

午前9時24分閉議（実時間 21分）

○本日の会議に付した案件

1 本日の議事日程について

- (1) 委員長報告
- (2) 議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算に対する修正の動議
- (3) 閉会中の継続審査・調査申し出
- (4) その他

1 議会運営委員会の閉会中継続調査の申し出について

1 その他

○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
副委員長	松永純一君
委員	亀田英雄君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部

総務部次長	丸山智子君
議会事務局長	桑崎雅介君

○記録担当書記	國岡雄幸君
	梅野展文君

（午前9時01分 開会）

◎本日の議事日程について

○委員長（野崎伸也君） 皆さん、改めまして、おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。まず、1. 本日の議事日程についてを議題とし、(1) 委員長報告の(イ) 議案59件、(ロ) 陳情3件について説明を求めます。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） 桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。おはようございます。

それでは、1. 本日の議事日程の(1) 委員長報告(イ) 議案59件、及び(ロ) 陳情3件について、御説明申し上げます。

済みませんが、座りましてご説明申し上げたいと思います。失礼いたします。

お手元の平成28年3月定例会議事日程（第7号）をごらんいただきたいと思います。

日程第1から日程第62までの、市長提出案件59件及び陳情3件でございますが、付託されておりましたそれぞれの常任委員会、及び新庁舎建設に関する特別委員会から、その審査が終了した旨の報告がありましたので、この審査の経過並びに結果について委員長報告がございました。

なお、採決に当たりましては、日程第1・議案第5号は、単独で起立採決となります。

日程第2・議案第6号は単独で挙手採決。

日程第3・議案第7号から日程第5・議案第

9号までの3件は、一括して挙手採決。

日程第6・議案第10号、及び日程第63・予算の修正の動議につきましては、この後の(2)で御説明させていただきたいと思います。

日程第7・議案第11号は、単独で起立採決となります。

日程第8・議案第12号は、単独で挙手採決。

日程第9・議案第13号から、日程第16・議案第20号までの8件は、一括して挙手採決。

日程第17・議案第21号から、日程第19・議案第23号までの3件は、一括して挙手採決。

日程第20・議案第24号から、日程第21・議案第25号までの2件は、一括して挙手採決。

日程第22・議案第26号から、日程第29・議案第33号までの8件は、一括して挙手採決。

日程第30・議案第34号は、単独で挙手採決。

日程第31・議案第35号は、単独で挙手採決。

日程第32・議案第39号から、日程第36・議案第43号までの5件は、一括して挙手採決。

日程第37・議案第44号から、日程第42・議案第49号までの6件は、一括して挙手採決。

日程第43・議案第50号から、日程第44・議案第51号までの2件は、一括して挙手採決。

日程第45・議案第52号から、日程第47・議案第54号までの3件は、一括して挙手採決。

日程第48・議案第55号は、単独で挙手採決。

日程第49・議案第56号から、日程第50・議案第57号までの2件は、一括して挙手採決。

日程第51・議案第58号から、日程第53・議案第60号までの3件は、一括して挙手採決。

日程第54・議案第61号は、単独で起立採決となります。

日程第55・議案第62号は、単独で挙手採決となります。

日程第56・議案第63号は、単独で挙手採

決。

日程第57・議案第64号から、日程第58・議案第65号までの2件は、一括して挙手採決。

日程第59・議案第66号は、単独で挙手採決。

日程第60・平成27年陳情第7号は、単独で起立採決となります。

日程第61・平成27年陳情第8号は、単独で起立採決となります。

日程第62・陳情第1号は、単独で起立採決となります。

日程第63・議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算に対する修正の動議につきましては、先ほどの日程第6と同様に、このあと(2)にて御説明させていただきます。

なお、現在までに、討論に関しまして、笹本議員からは、議案第10号、議案第11号、議案第61号について、幸村議員からは、議案第11号、議案第61号について、増田議員からは、議案第11号、議案第61号について、村上議員からは、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算に対する修正の動議についての——討論についての通告の申し出があります。

以上でございます。

○委員長(野崎伸也君) ただいま説明が終わりました。何か質疑等ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。

それでは、次に、(2)議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算に対する修正の動議について説明を求めます。

○議会事務局長(桑崎雅介君) はい、委員長。

○委員長(野崎伸也君) 桑崎議会事務局長。

○議会事務局長(桑崎雅介君) はい。

それでは、(2)議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算に対する修正の動議について御説明申し上げます。

本件につきましては、お手元にお配りいたしておりますとおり、去る３月１４日に、亀田英雄議員ほか７名から、平成２８年度八代市一般会計予算に対する修正の動議についてが提出されております。

つきましては、この取り扱いを含めての流れでございますが、開会后、各委員会に付託されておりました議案、陳情についての委員長報告がございます。

その後、この修正の動議が議題とされまして、提出者である亀田議員からその説明がございます。

この説明の後、議案５９件、陳情３件、及び予算の修正案についての質疑、討論が行われることとなります。

これが終わりますと、順次、議案番号順に採決が行われます。

その際、議案第１０号・平成２８年度八代市一般会計予算の採決にあつては、会議規則において、表決の順序は、原案にもっとも遠いものから先に表決することとされておりますことから、まず、この修正案について、採決を行うこととなります。修正案が可決されますと原案の残る部分について、採決を行うこととなります。

また、修正案が否決されますと、原案について採決を行うこととなります。

なお、これら一連の採決にあたつては、起立による採決となりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま、説明が終わりました。本件について何か質疑があればお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは次に、（３）閉会中の継続審査・調査の申し出について報告を求めます。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（野崎伸也君） 桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、（３）閉会中の継続審査・調査申し出の、（イ）調査１２件について説明申し上げます。

資料を、平成２８年３月定例会議事日程（第７号）の後に添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

ここに閉会中継続審査・調査申し出のあった案件を記載いたしておりますが、新庁舎建設に関する特別委員会では、新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査。

建設環境委員会では、所管事務調査２件。

文教福祉委員会では、所管事務調査２件。

経済企業委員会では、所管事務調査２件。

総務委員会では、所管事務調査２件となっております。

なお、議会運営委員会におきましては、次の協議事項の２で、御決定いただくことを予定いたしまして、ごらんの３件を記載して、調査１２件とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま報告が終わりましたが。何か質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい、なしということでございます。

それでは、次に（４）その他について、何かございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） はい。

それでは、次に、２の本委員会の閉会中の継続調査の申し出について、お諮りいたします。

本委員会は、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中

も引き続き調査することとし、継続調査を申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、3. その他についてであります、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○総務部次長（丸山智子君） 委員長。

○委員長（野崎伸也君） 丸山総務部次長。

○総務部次長（丸山智子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務部の丸山でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、本日、先般発生いたしました職員の不祥事案についての処分が発令されましたので、それにつきまして御報告をさせていただきます。

失礼いたしまして、着座させていただきます。

去る2月20日未明に酒気帯び運転の容疑で逮捕されました職員に対しまして、本日、懲戒処分が行われました。

処分の内容につきましては、お手元の資料に沿いまして御説明させていただきます。（「配ってある」「配ってない」「資料がない」と呼ぶ者あり）ございませんか。済みません。申しわけございません。

○委員長（野崎伸也君） しばらく、小会します。

（午前9時13分 小会）

（午前9時15分 本会）

○委員長（野崎伸也君） 本会に戻します。

丸山総務部次長。

○総務部次長（丸山智子君） はい、大変失礼いたしました。

それでは、お手元の資料につきまして御説明させていただきます。

懲戒処分の内容でございます。

被処分者、野口和久、選挙管理委員会事務局主任でございます。

処分内容は、停職6月でございます。

事案の概要でございますが、2月19日金曜日に市職員の同僚らと市内の飲食店で——（「2月19日だろ」と呼ぶ者あり）2月19日金曜日に市職員の同僚らと市内の飲食店で飲酒後、帰宅するため車を運転いたしました。運転中、道路沿いの倉庫に衝突、通報により駆けつけた警察の調べで、呼気1リットル当たり0.4ミリグラムのアルコール分が検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕されたものでございます。

処分につきましては、本日、3月22日付の発令でございます。

また、加えまして、指導上の措置といたしまして、職員の上司でございます選挙管理委員会事務局長につきましては、管理監督者としての指導監督に適正を欠いた責任を確認させ、将来を戒めるため、指導上の措置として訓告の措置を行っております。

これまで、警察で捜査中でございましたので、処分を控えておりましたが、先週までで捜査が終了したということございましたので、このタイミングでの処分ということをいたしました。

今回の事案を受けまして、再発防止策といたしまして、市長と所属長連名で職員の家族に対して飲酒運転の撲滅について、家族ぐるみで取り組みをお願いをする通知を出すことといたしました。

また、日頃から職員に意識づけを行うため、執務室内や廊下の目に付きやすい場所などに再発防止のためのポスターを掲示させていただいております。

さらには、処分基準の見直しについても市長から指示を受けて検討中でございますので、抑止力がさらに高まるような形で見直したいと考

えております。

現在のところ、具体化しております対策は以上でございますが、今後も引き続き職員の心に訴えかけるような取り組みを繰り返し行っていきたいと考えております。

市民及び議員の皆様の信頼を大きく裏切りましたことを、改めて深くお詫び申し上げまして御報告とさせていただきます。

大変申しわけございませんでした。

○委員長(野崎伸也君) はい。(「帰りなつとですか」と呼ぶ者あり)

皆さんから何か御意見等あれば……。

はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) ようございますか。

○委員長(野崎伸也君) はい。

○委員(亀田英雄君) 丸山次長、丁寧な御説明ありがとうございました。で、お礼を申し上げるものなのですが、先ほどの説明の中で、記者会見には総務部長と——総務部長が対応するけんが、次長が対応と——ここでは次長が対応という話だったんですが、選管の委員長と総務部長と言いなつたですね。

市長と副市長は、どのような対応しなつとですか。

○総務部次長(丸山智子君) この後、全員協議会——あ、はい。

○委員長(野崎伸也君) 丸山総務部次長。

○総務部次長(丸山智子君) はい。

この後、全員協議会の中で市長から改めて議員の皆様全員には御報告をさせていただきますとともに議場でも市長のほうから改めて謝罪を申し上げるということにいたしております。

○委員長(野崎伸也君) 亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 市長と副市長が同席して記者会見も行われたほうがインパクトがある対策じゃなからうかと私は思う……。

一般質問何回も指摘があったというふうに思ってますよね。

それについてはどのような検討をされて、今回の対応になったのか。と思うんですよ。任命権者は市長じゃなかつたですか。

選管の委員長だけやってですよ、そんであって——そしてですよ、選挙管理委員会事務局長を訓告なんので。自分たちは、そこに出んでおってかいですたい、そんな対応で示しがつきますかね。

次長が——総務部次長ば責めるわけじゃなかつたすば。もう少し、何か真摯な態度で臨まれたほうが職員のこう——抑止力という言葉は余り好かぬとですが、そのようになつとじゃなからうかと思いますが、その辺の検討はなされましたか。

○総務部次長(丸山智子君) はい。

○委員長(野崎伸也君) 丸山総務部次長。

○総務部次長(丸山智子君) はい。

市職員ということですね、確かに市長のほうの責任ということは、この間の議会の一般質問の答弁の中でもですね、責任者であるということでの責任を感じるということでの答弁もございました。

ただ、法制度の中でのお話ということになりますが、今回選挙管理委員会事務局の職員ということになりますと任命権者は選挙管理委員会ということになりまして、必然的に任命権者は選挙管理委員会の委員長という形になるものですから、まずはそちらの対応ということで、処分の決定そのものも市長が行ったものでなく、選挙管理委員会において処分が決定されたということになります。

教育委員会の場合と同様でございます。

ですので——市長といたしましては、もちろんその責任を回避するということではございませんけれども、真摯にそれは受け止めながら、御説明させていただきながらですね、不祥事防止対策のほうに力を注ぎたいということで私どものほうも検討いたしたところでございます。

以上です。

○委員長(野崎伸也君) 亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 選管の委員長も迷惑ですね、何か。市長が同席しない中ですよ。

おかしいと思いますね。

ですよ、処分が確定した時点で市長あたりの身の振り方——身の処し方もですよ、決めるべきと思うんですけどもですね。その辺の検討はされなかったんですか。

○総務部次長(丸山智子君) 委員長。

○委員長(野崎伸也君) 丸山総務次長。

○総務部次長(丸山智子君) そこら辺——それにつきましては、議員さんの御指摘ということはあるかと思いますが、私どものほうから、そこを申し上げることは、はい、できません。済みません。

○委員(亀田英雄君) わかりました。

○委員長(野崎伸也君) よろしいですか。(「よかばい」「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) はい。

それでは、丸山次長退席ください。

○総務部次長(丸山智子君) はい。

(丸山総務部次長 退席)

○委員長(野崎伸也君) ほかに何かございませんか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員(中山諭扶哉君) はい。

○委員長(野崎伸也君) 中山委員。

○委員(中山諭扶哉君) はい。

先日ですね、ユネスコのどや顔コンテストというのがございましたけれども、その中でですね、私のほうはですね、何で議員は来ぬとかい。会議にも全然顔を出さないということで、非常にお叱りの声をですね、受けまして、急遽行っただけなんですけれども——議員連盟も確かつくって思うんですね、それについて今、どういう対応をされているのかというふうに思うんですけども。

○委員長(野崎伸也君) 確認ですけれども、ユネスコの……。

○委員(中山諭扶哉君) ユネスコ……。ユネスコのどや顔コンテスト。

○委員長(野崎伸也君) どや顔……。 (「写真で見た」と呼ぶ者あり)

○委員(中山諭扶哉君) 写真のコンテストですね。白百合学園のほうの写真が撮られて——そのとき、そのときに誰も議員が来ないということで、非常にお叱りの電話で私、跳んで行ったところでした。(「この場合は、議会の運営に関する事項でないと」と呼ぶ者あり)

○委員長(野崎伸也君) 済みません、はい。

○委員(中山諭扶哉君) 全員協議会でいいですか。

○委員長(野崎伸也君) 今の発言についてはですね、ちょっと確認しましょう。

中山委員よろしいですか。(笑い声あり)

○委員(中山諭扶哉君) はい。

○委員長(野崎伸也君) はい。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(野崎伸也君) はい、なしということでございますので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

(午前9時24分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年3月22日

議会運営委員会

委員長